



《パブリックコメント参考資料》

『町田市の保健所設置についての基本的な考え方』 策定についてご意見をお寄せください

町田市では健康づくりや健康危機管理を推進するため、2011年4月に東京都から保健所を引き継ぎ、町田市としての保健所を設置、運営することを中期経営計画の重点事業に掲げています。

このたび、「町田市の保健所設置についての基本的な考え方」を策定することになりました。つきましては、策定にあたっての参考とさせていただくため皆さんからのご意見を募集します。

町田市いきいき健康部保健所政令市準備課

『町田市の保健所設置についての基本的な考え方』

I 保健所設置の理念

笑顔あふれる いきいき健康都市！
～健康寿命日本一をめざして～

市民一人ひとりがいきいきと充実した人生を過ごすことは、活力ある地域社会の形成に欠かせない要因です。しかし、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）、児童や高齢者に対する虐待、こころの病、食の安全等々、従来は考えられなかった、あるいは大きな課題と認識されなかった健康を阻害する要因が増えています。また、少子高齢化の進展や地域における人間関係の希薄化なども影響し、個人の努力だけでは健康の保持増進が難しくなっています。

町田市は、市民の健康づくりを支援するため保健所を中核に、家族、地域とも協力し、健康という視点に立った総合的・一体的なまちづくりを進めていきます。

II 保健所設置の意義

【安心な毎日をおくるための**健康危機管理ネットワークの核**として】

健康危機に係る情報伝達経路が4層（国⇒都⇒保健所⇒市）から、2層構造（国⇒市）になり、迅速かつ的確な初動体制の構築と、地域への周知が可能となります。

関係機関との連携強化が図れるため、迅速かつ効果的な対応が可能となります。

【自助・互助・公助の健康づくりの**推進エンジン**として】

2007年3月改定の「町田市保健医療計画」では、市民が健康になれば町田市も健康になる、また、健康なまちを作ることが市民一人ひとりの健康につながると考え、計画の理念を「みんなで作る『健康のまち』まちだ」としています。

町田市保健医療計画の目標のひとつである「助け合って健康を実現する」ことを、町田市がより一層支援し、地域の協力体制づくりを意識した地域保健活動を強力に推進しなければなりません。町田市が保健所を設置することで、保健所機能を推進エンジンとして、自助・互助・公助の健康づくりに資する施策の展開を図ります。

【総合的な健康まちづくりの**コントロールタワー**として】

健康づくりにおいては、市民一人ひとりの主体的な活動が基本となりますが、公園や道路の整備、きれいな空気、きれいな水、安心できる食べ物の確保など、健康づくりを支援する環境づくりが不可欠です。保健所を設置することによって、市が策定する様々な計画の中に、健康の視点が盛り込まれるよう働きかけていきます。また、市民・団体・企業などと連携しコントロールタワーとして総合的・一体的に健康なまちづくりをすすめていきます。

『町田市の保健所設置についての基本的な考え方』

Ⅲ 保健所設置の基本的方向性

【市民ニーズに基づく、効率的・効果的な保健衛生行政を推進します】

- ・ **となえる** → 市民・地域と連携した健康危機管理体制を推進します。

健康危機発生時には、医療分野との連携、市民、ボランティア等との協働なくしては、健康被害を最小限にすることはできません。町田市は、地域の状況を一番良く知っている市民の皆さんと共に健康危機に備えます。

- ・ **つながる** → 地域に密着した保健活動を展開します。

町田市には、高齢者の世帯が多い地域がある一方、新たに住宅地として形成され、近所づきあいが少ない中で子育てをしている世帯が多い地域など、多様な地域特性が存在します。各地域に応じた事業・施策を展開するために、保健福祉部門において現在行っている業務分担制に地区分担制を加え、地域に密着した健康行政をめざします。

- ・ **ひろがる** → 企画調整機能の発揮による、保健医療福祉の効果的な事業展開を図ります。

健康まちづくりのコントロールタワーとして、企画部門を新設します。地域住民や関係機関（自治会・町内会、医療機関、大学、ボランティア等）との連携・協働を推進し、効果的な事業・施策の展開を図ります。

- ・ **ささえる** → ライフステージに応じた総合的保健医療福祉サービスの提供を目指します。

障がいや疾病の有無にかかわらず、地域でいきいきと暮らし続けられるよう、一人ひとりのライフステージに応じた総合的な保健医療福祉サービスの提供をめざします。また、保健所機能を統合するなかで、「どこに相談したらいいのかわからない」ということがないように、わかりやすい相談窓口体制をつくります。

- ・ **すすめる** → 快適で安心できる生活環境先進都市づくりを推進します。

関係団体による自主的な法令遵守等の活動や、生活環境における市民のボランティア活動を支援し、地域における食品衛生・環境衛生の向上を図ります。

『町田市の保健所設置についての基本的な考え方』

Ⅳ 町田市が行う保健所業務

保健所の業務は多岐にわたり約80種類、約1600項目が存在するとされています。東京都が行っている保健所業務をそのまま引き継ぐのではなく、次の4つの視点で、町田市が実施すべき保健所業務を判断していきます。

- ① 法律や政令等に基づき、町田市において実施することが規定されている業務
例：食品衛生法による飲食店等の営業の許可・監視指導等
感染症法による感染症患者に対する入院、移送の措置等
- ② 窓口が一元化され利便性が向上する業務
- ③ 市民ニーズや地域特性に応えられる業務
- ④ 市の関連する業務との統合により、行政効率が向上する業務

Ⅴ 保健所の財政

東京都平成19年度決算等から試算すると、次の額が見込まれます。

歳入・・・約1億円（手数料や国庫支出金など）

歳出・・・約4億円（人件費や事業費など）

※この他、試験検査・動物業務の外部委託料などの経費が新たに発生し、約2億円の歳出が見込まれます。

町田市独自の事業展開を行うためには財政的裏づけが不可欠です。
町田市は東京都に対し、強力な支援を要請していきます。

～ 経 緯 ～

東京都は、平成13年、多摩地域にある保健所の再編計画を策定しました。この計画では、日野市・多摩市・稲城市・八王子市・町田市をひとつのブロックとし、東京都南多摩保健所（多摩市永山）が所管することになりました。

町田市が東京都町田保健所の移管を受けない場合、同保健所は廃止し、東京都南多摩保健所に統合されることになります。

町田市は、保健衛生に関する市民サービスの低下を回避するため、東京都から保健所機能を引き継ぎ、町田市としての保健所を設置・運営することを、中期経営計画の重点事業として選択しました。

【参考】

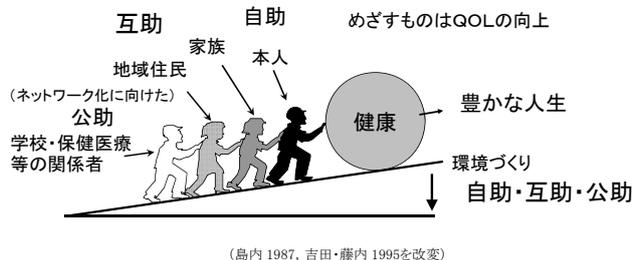
健康とは

世界保健機関（WHO）の定義によると、健康とは、「何事に対しても前向きな姿勢で取り組めるような、精神及び肉体、さらに社会的にも適応している状態」をいいます。町田市ではこの定義を受け、「市民が自立して、自分や地域を大切に、元気にその人らしく生きていくこと」と考えています。

ヘルスプロモーションとは

世界保健機関（WHO）では、生涯を通して健康であり続けるために、「ヘルスプロモーション」という考えを掲げ、「人々が健康をよりコントロールし、改善できるようになるプロセス」と定義し、自助・互助・公助による環境づくりが必要であるとしています。下図は、ヘルスプロモーションの考えをわかりやすく示したものです。

ヘルスプロモーションの理念



(島内 1987, 吉田・藤内 1995を改変)

自助)

市民一人ひとりが自分や回りの人を大切にし、その人らしく生きている。

互助)

市民一人ひとりを取り巻く地域や団体が協力し助け合って健康を実現している。

公助)

健康を実現するための支援や、健康の視点からまちづくりを行っている。

○策定スケジュールについて

9月22日

パブリックコメント募集開始

10月15日

市制50周年記念事業シンポジウム開催
『自助・互助・公助がつくる健康都市とは
～町田市の保健所設置に向けて～』

10月21日

パブリックコメント募集終了

11月下旬

寄せられたご意見の概要及び市の考え方の公表

○パブリックコメント手続き(意見公募手続き)について

①募集期間

2008年9月22日(月)から10月21日(火)

②提出方法

○郵送の場合

〒194-0022 町田市森野1-33-10 保健所政令市準備課あて

○ファクシミリの場合 保健所政令市準備課あて

FAX 042-724-3071

○電子メールの場合

mcity260@city.machida.tokyo.jp

○下記窓口へ書面での提出

- ・保健所政令市準備課(市役所森野分庁舎4階)
- ・健康課(健康福社会館1階)
- ・市民相談室(市役所本庁舎1階)
- ・市政情報「やまびこ」(市役所中町分庁舎1階)
- ・市民協働推進課(市民フォーラム3階)
- ・各市民センター、木曽山崎センター、玉川学園文化センター
- ・各図書館

③注意事項

※書式は自由ですが、住所、氏名、電話番号をご記入ください。

※電話・窓口での口頭によるご意見はお受けできません。

※ご意見への個別の回答は行いません。

※公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。

※寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、町田市広報紙及びホームページ等で11月下旬に公表いたします。なお、公表する際は個人情報を除きます。

④問合せ先

いきいき健康部保健所政令市準備課

TEL:042-724-4017 FAX:042-724-3071